

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 5年 2月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 〒340-0813

住所 埼玉県八潮市大字木曾根592番地1

氏名 八潮エコサービス株式会社

代表取締役 米村和彦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 048-951-2553

担当者名 行政書士 中山 巧



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）</p>	<p>（区分）：（廃棄物の種類） 別紙のとおり</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒340-0813 埼玉県八潮市大字木曾根592番地1 電話番号 048-951-2553 事業場 〒340-0813 埼玉県八潮市大字木曾根592番1 電話番号048-951-2553</p>
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	
<p>※事務処理欄</p>	



産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県八潮市大字木曾根592番地1

氏名 八潮エコサービス株式会社
代表取締役 米村 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成30年 4月25日

許可の有効年月日 平成35年 3月14日

1. 事業の範囲

中間処理

- 破 砕：廃プラスチック類（硬質又は再生利用不可能なものに限る。）、紙くず（再生利用可能なものを除く。）、木くず（長尺なものを除く。）、繊維くず（廃畳及び再生利用不可能なものに限る。）、ゴムくず、金属くず（再生利用可能なものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上7種類
- 切 断：廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）、木くず（長尺なものに限る。） 以上2種類
- 切断・圧縮：金属くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類
- 圧縮 梱包：廃プラスチック類（軟質かつ再生利用可能なものに限る。）、紙くず（再生利用可能なものに限る。）、繊維くず（再生利用可能なものに限る。） 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県八潮市大字木曾根字上592番1 以上1筆（面積629.47㎡）に限る。
処理施設及び保管施設の概要は2面及び3面のとおり。

3. 許可の条件

中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる施設及び場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成25年 3月15日	指令産廃第1147号	新規許可
平成26年 9月24日	—	変更届（代表者）
平成27年12月28日	—	変更届（代表者）
平成30年 3月26日	—	変更届（溶融減容施設の廃止）
平成30年 4月25日	指令越環第97号	更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

複写厳禁

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	4. 25 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (硬質又は再生利用不可能なものに限る。) 以上1種類	平成25年 3月15日 — —
	4. 69 t/日 (8時間)	紙くず (再生利用可能なものを除く。) 以上1種類	
	4. 12 t/日 (8時間)	木くず (長尺なものを除く。) 以上1種類	
	3. 46 t/日 (8時間)	繊維くず (廃畳及び再生利用不可能なものに限る。) 以上1種類	
	3. 62 t/日 (8時間)	ゴムくず 以上1種類	
	2. 14 t/日 (8時間)	金属くず (再生利用可能なものを除く。) 以上1種類	
	4. 90 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	
切断施設	1. 83 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (廃タイヤに限る。) 以上1種類	平成25年 3月15日 —
	3. 20 t/日 (8時間)	木くず (長尺なものに限る。) 以上1種類	
切断・圧縮施設	4. 26 t/日 (8時間)	金属くず (再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	平成25年 3月15日 —
圧縮梱包施設	11. 84 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (軟質かつ再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	平成25年 3月15日
	10. 08 t/日 (8時間)	紙くず (再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	
	10. 72 t/日 (8時間)	繊維くず (再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	

複写厳禁

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上7種類	25.0㎡	2.5m（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類	12.0㎡	3.0m（屋内）
紙くず（再生利用可能なものを除く。） 以上1種類	2.5㎡	2.1m（屋内） （1.6㎡鉄箱×2個）
紙くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	2.5㎡	2.1m（屋内） （1.6㎡鉄箱×2個）
廃プラスチック類（軟質かつ再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	2.5㎡	2.1m（屋外） （1.6㎡鉄箱×2個）
廃プラスチック類（廃タイヤに限る。） 以上1種類	2.2㎡	2.1m（屋外） （1.6㎡鉄箱×2個）
廃プラスチック類（硬質又は再生利用不可能なものに限る。） 以上1種類	2.5㎡	2.1m（屋外） （1.6㎡鉄箱×2個）
金属くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	2.5㎡	2.1m（屋外） （1.6㎡鉄箱×2個）
金属くず（再生利用可能なものを除く。） 以上1種類	2.2㎡	2.1m（屋外） （1.6㎡鉄箱×2個）
繊維くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	2.2㎡	2.1m（屋外） （1.6㎡鉄箱×2個）
繊維くず（再生利用可能なものを除く。） 以上1種類	2.5㎡	2.1m（屋外） （1.6㎡鉄箱×2個）
ゴムくず 以上1種類	2.7㎡	1.1m（屋外） （1.6㎡鉄箱×1個）
木くず（長尺なものに限る。） 以上1種類	6.7㎡	1.8m（屋外）
木くず（長尺なものを除く。） 以上1種類	6.7㎡	1.8m（屋外）
廃プラスチック類（廃畳に限る。）、紙くず（廃畳に限る。）、木くず（廃畳に限る。）、繊維くず（廃畳に限る。） 以上4種類	6.7㎡	2.0m（屋外）

(以下余白)

複写厳禁